



令和2年3月5日

新型コロナウイルス感染症に係る 海事関係事業者向け特別相談窓口の設置

海事関係事業者においては、日々の事業において新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、感染拡大の影響による経営環境の変化等について、様々な不安や心配をかかえながら、事業の維持・確保を行っています。

このため、海事関係事業者からの相談や要望にきめ細かく対応するため、本日（3月5日）、九州運輸局内に特別相談窓口を設置します。

（注）海事関係事業者とは、フェリー・旅客船、貨物船、港湾運送、造船・船用工業等の事業を営む事業者となります。

1 設置の趣旨

海事関係事業者の皆様から相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介や関係法令の解釈・適用について、国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行います。

2 特別相談窓口連絡先

設置場所：国土交通省九州運輸局海事振興部

- ・フェリー・旅客船に関するご相談 ⇒ 旅客課 ☎092-472-3155
 - ・貨物船に関するご相談 ⇒ 貨物課 ☎092-472-3156
 - ・港湾運送に関するご相談 ⇒ 港運課 ☎092-472-3157
 - ・造船・船用工業に関するご相談 ⇒ 船舶産業課 ☎092-472-3158
- FAX 092-472-3301（各課共通）

3 支援及び助言等の内容

- ・海事関係事業者からの相談、要望への対応
- ・海事関係事業者が活用可能な支援策（助成制度等）の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する海事関係事業者に対し、支援の窓口を紹介

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

国土交通省 九州運輸局海事振興部

旅客課 金平、高田 ☎092-472-3155

貨物課 深町、田中 ☎092-472-3156

港運課 阿部、松尾 ☎092-472-3157

船舶産業課 山地、村上 ☎092-472-3158

FAX 092-472-3301（各課共通）

